第22条	市議会は、市民の代表機関として、市という団体の意思決定であり、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより議決の権限を行使し、市民の意思が的確に反映される
第 1 項	よう活動します。
·수=+·西ㅁ	●議員間の自由討議の実現→第22条第4項 ●政策形成のためのシステムづくり(議会報告会を起点とした政策形成サイクル以外) ●自治法第96条第2項による議決権の拡大(政策決定領域の拡大)
検討項目	●通年議会導入に向けた検討 ●市民との対話の場の創設(議会報告会・意見交換会・団体等との懇談・市民会議との懇談など) →第 23 条第 3 項

	A班	B班	C班
		【議決権の拡大】 ・地方自治法第96条2項による議決権の拡大(2) ・基本構想・総合計画および政策施策の策定や変更を議決事項として実施状況の報告を義務付けしている。(2)	【議決権の拡大】 ・議決権の拡大(2)
生かすべき点	【政策サイクル】 ・予算決算委員会の設置により、予算提言まで連動する新たな政策サイクルの基礎が構築された。(3) ・議会報告・意見交換会(広報広聴機能)→委員会活動(調査研究・広聴機能)→行政評価(政策提言)→予算決算委員会(予算提言)(3) ・予算決算常任委員会の運営(3) ・政策サイクルにより各常任委員会が市民との意見交換から課題を抽出し政策提言へ繋げている(3) 【風土】 ・全議員で課題に取り組む風土(1)	【風土】 ・通年議会相当の議会活動を実施(4) ・議員力と議会としての質問力アップのための「たかが一般質問、 されど一般質問」の作成(3)	【政策サイクル】 ・2つの政策形成サイクルの運用(1) (注)記載事項の横にある括弧書きは、日本生産性本部が作成した議会プロフィールの様式中「3.現在の姿」の表内部の番号と対応しています。 (1) = 民意の吸収や政策ニーズの情報収集 (2) = 行政執行の監視や政策の評価・検証 (3) = 議会独自の視点での政策の調査・立案 (4) = 力を入れて取り組んでいること
課題・解決すべき点	【政策サイクル】 ・政策サイクルを機能させるための全議員の情報共有 ・市民の声を聴き政策に反映させる ・意見交換会の回数ブロックごと 1回/年 ・多様な市民との対話の場の創出については現在企画中 ・議会として合意形成された上での政策立案、予算提案が継続的 に機能しているか	【政策サイクル】 ・政策サイクルにおけるタウンミーティングの実施と定着(3) ・政策サイクルバージョンアップのための委員会代表質問などの検討(3)	【政策サイクル】 ・市民全体の市民益につながる政策提案(1) ・まちづくり委役員だけでなく、若者や女性のニーズ把握(1) ・組合加入世帯の減少により、まちづくり委を通じた意見把握が 難しくなってきている(1) ・予算決算委員会準備会がまだ機能を果たし切れていない(2)

	【政策討論会】	【政策討論会】	
	・政策討論会の実施 (1)	・全員参加型の政策討論が実施されていない	
	・「政策討論会」についてはイメージができない、実効性のあるも	⇒ 政策立案できる議会にシフトしていない(3)	
	のになっているか	・政策討論会の活用	
	【風土】		
	・受け継がれた風土を具体的に実行していく不断の取り組み		

適正な行政運営の確保に努めます。

|--|

検討項目 ●市民の意見を反映した行政評価の確立と行政評価の決算・予算審査への連動

	A班	B班	C班
生かすべき点	【行政評価】 ・行政評価を行い市側への提言に取り組んでいる。決算審査を行い次年度予算に反映するように取り組んでいる(2) ・議会による行政評価の実施(詳細は実施要綱参照)(2) ・理念だけで終わらず、実際に取り組んで生かす(2) ・議会による行政評価を行い評価及び提言を行う(2) ・財政破綻を未然に防いだり、後世に負担を強いることがないようにしていくことが議会の役割(責務)でもある(2) ・行政評価を政策提言や予算への反映に繋げ実効性のあるものとする。(2) ・政策サイクルに組み込まれた行政評価を実施中であり、決算審査・予算審議へ連動させている(2) ・市民の声を活かす"場"を起点とする政策サイクルによる、行政執行の評価、監視と政策提言(3) ・全議員で取り組む風土のもとで、議会としての行政執行の評価と政策提言の実現に結びつけること(4)	 ・行政評価(決算評価)からの政策・予算提言と予算措置確認(予算審議) ・議会の政策サイクルとしての、行政評価からの政策提言と予算提言(2) ・所管事務調査結果、行政評価に基づく提言及び議会報告・意見交換会で出された意見に基づく政策提言や予算提言の実施(3) ・議会による行政評価を予算決算審議の中で所管事務調査と合わ 	【行政評価の決算・予算審査への連動(2)
	【予算決算委員会】 ・予算決算委員会、及び準備会による評価と提言(2)	【予算決算委員会】 ・予算決算委員会における予算決算審議の実施(2) ・議会の政策サイクルでも、予算決算準備会において反省 → 次に生かす	【予算決算委員会】 ・予算決算委員会の設置(2)

	【行政評価】	【行政評価】	【行政評価】
	・政策提言を前提とする意識を持った上での活動	・行政評価および決算審査を予算提言にいかに結び付けることが	・提言後の振り返り、検証が不十分
	・行政評価から市側への提言と予算との関連性	できるか	
	・行政評価からの政策提言、予算提言につなげていくための過程		
	(時間的な制約や各委員会との均衡)		
	・行政評価と決算審査の区分の明確化		
	・行政評価については実施方法が年度ごとに試行錯誤しているた		
	め、整理をしながら適切に実施することが必要		
	【予算決算委員会】	【予算決算委員会】	【予算決算委員会】
	・予算提言を行うための委員会調査・研究活動、予算決算委員会と	・予算および決算審議が常任委員会に付託されているため、委員	・予算決算委員会準備会がまだ機能を果たし切れていない
課題・解決すべき点	の連動	会での討議決定が議会(合議体)としての結論となっている傾向	
	・準備会の充実(全議員の共有化を図るとともに、論点を明確化す	にある	
	る作業への工夫と、政策提言を前提とした審査の実行)		
	【政策サイクル】	【政策サイクル】	【政策サイクル】
	・決算・予算審査への連動	・政策サイクルと予算決算審議の連動	・市民全体の市民益につながる政策提案
		・予算提言に至らない場合が多く、決算審査を予算審査に生かす	
		という「議会の政策サイクル」が機能しているとは言い難い	
	【市民の意見】		【市民の意見】
	・どうすれば市民の意見が反映されるのか		・住民の意見の反映
			・限られた財源の中での住民ニーズ対応

第	22	条
第	3	項

市議会は、政策の立案、提言の内容の充実を図るとための調査研究活動に努めます。

検討項目

- ●常任委員会単位における調査研究の充実と政策立案機能の向上●常任委員会活動を充実させるための複数所属制の検証
- ●自治法第100条の2による専門的知見の活用 公募市民や外部有識者が参加する機関の設置と調査検討

	A班	B班	C班
生かすべき点	【常任委員会・調査研究活動】 ・委員会としては調査、研究課題として項目を整理して取り組む(1) ・委員会活動(調査研究活動、分野別意見交換会)(1) ・常任委員会による調査研究(2) ・年度ごと(任期ごと)に設定するテーマに基づく常任委員会の調査研究と政策提言(3) ・常任委員会ごと所管事務調査を行っている(3) ・常任委員会単位における調査研究の充実と政策立案機能の向上(3) ・常任委員会の運営を常に見直し、研究を怠らないこと(4)	 【常任委員会・調査研究活動】 ・常任委員会による活動議会報告⇒市民との意見交換⇒分類して対応(1) ・各種団体との懇談会の実施⇒委員会対応 or 執行部へ伝達(1) 【専門的知見】 ・地方自治法第 100 条の 2 による専門的知見の活用(2) 	【常任委員会・調査研究活動】 ・委員会・議連の調査研究活動、会派の政務調査活動、議員個々の活動(3) 【専門的知見】 ・大学教授の知見の取り入れ(3)
	【視察】 ・委員会としての取り組みを掲げ、視察・研修をして市側への提言 活動に努めている。 ・他市への視察研修、参考になる重要施設、などの視察に取り組ん でいる(4)	【視察】 ・視察目的を明確化した、管外・管内施策(3) ・管内・管外視察・政務活動の実施(1)	
	【政策提言】 ・政策提言を前提とする意識を持った上での活動 ・会派や委員会の枠を越え、ある課題に共鳴、共感する議員同士 で、政策提言できる取り組みができるといい		
課題・解決すべき点	【常任委員会・調査研究活動】 ・議会改革推進会議の活動(議会改革の推進)を再確認し、議会" 改革"から、議会の"変革"につなげること ・市民が必要とする課題を扱っているか ・コロナ禍における開催手法、活動手法 ・「議会改革・運営ビジョン」P13…②-(ウ)常任委員会活動の質 的向上が継続的に図られているか	【常任委員会・調査研究活動】 ・財政分野などへ幅広く活用を実施 ・議案審議にあたって、論点整理をいかに進めるか ・要望を聞いた後の対応・活動の確認が必要	【常任委員会・調査研究活動】 ・議案審査において、会派とさらには委員会で論点整理 する仕組み

・昨年度の「仮称飯田駅前プラザ」の審議は、年月	初めから、執行	
機関側のペースで進められた印象がある。議決	した議会にも責	
任が来るため、情報をより公開した審議の場が、	もっと早く持て	
なかったのか。今後も、リニアや新飯田文化会館	などの大型事業	
を抱えているため、駅前プラザでの反省を生か	ノ、議会のペース 	
で、審議に深く臨む環境を持つことが課題。		

第22条 第4項	市議会は、合議体として論点、課題等について議論を深めるため、議員相互間の自由な討議を重んじて活動します。
検討項目	

	A班	B班	C班
生かすべき点	【議員間自由討議】 ・論点や課題など合議体の議会として同じ方向性を見出し、意志をまとめるとともに、多様な意見を代表する議員として、質疑や討論に加え討議による経過や議決の結果を市民に十分説明するため、議員間の自由討議の位置づけを明確にして実践していく(議員間の自由討議)(1) ・議員間自由討議の実施(1)	 【議員間自由討議の実施 (条例などに基づくものと行政評価などにおいて実施)(4) ・議員間自由討議。政策討論会 	【議員間自由討議】 ・議員間自由討議の活用(1)
課題・解決すべき点	【議員間自由討議】 ・自由討議について積極的に行うべきであるが、議論を深めるための課題認識、課題共有が出来ているか ・市民のための自由討議が出来ているか ・昨年度は、議員相互の自由な討議の場がなかった。 実施により解決を。 ・合議体として論点、課題等について議員間討議の活動	【議員間自由討議】 ・個人の努力に委ねられている部分が多く向上しているとは言い難い ・政策提言・予算審議にあたり、さらに活発な議員間討議ができるか(3) ・市民からの意見要望について議員間討議ができていない	【議員間自由討議】 ・会派では議員間自由討議が日常的にされているが、委員会での議員間討議は実例がまだ少ない(3) ・会派では議員間自由討議が日常的にされているが、委員会での議員間討議は実例がまだ少ない

	第23条 第 1 項	を 市議会は、市議会が保有する情報を公開するとともに、会議及び委員会等を公開し、並びに議会活動について市民に説明することにより、市民との情報の共有に努めます。	
Ī		●賛否の公開 ●議員による議会ホームページへの関与 ●議案・会議資料の事前公開審査後の資料公開 ●委員会の自由傍聴の実現 ●インターネットによる映像配信	
	検討項目	●各種会議のテレビ中継の実施 ●広報・広聴委員会の設置(案)と役割・機能等の明確化 ●子どもたちによる傍聴の学校側への働きかけとその実現 ●市民向けの政務調査及び委	
		員会管外視察の報告の実施 ●議長による記者会見の実施	

	A班	B班	C班
	【出前講座】 ・議員による出前講座については、子どもの頃から行政や議会に 関心を持ってもらう機会とするため、広報広聴委員会の役割と して位置付けた。(3)	【出前講座】 ・出前講座の実施(1) ・主権者教育	【出前講座】 ・出前講座(小中学校と議会の意見交換会、有権者教育)の継続
生かすべき点	【政務活動報告】 ・会派における政務活動調査(1) ・会派、委員会での活動に反映できる事柄(3) ・調査活動等の報告方法を改善し、目的とその成果を明らかにすることで、市民の議会活動に対する理解を進める。(3) ・政務調査報告会は、24年度調査費から、一般公開で行い、市職員に周知し、市民向けに議会ホームページに掲載する。(3)	【政務活動報告】 ・政務活動報告会の実施(4) ・執行機関側も交えた政務調査報告会の実施(3) ・管内・管外視察・政務活動の実施(1)	【政務活動報告】 ・市民向けの政務調査及び委員会管外視察の報告実施(1)
	【広報広聴委員会・議会だより】 ・広報公聴委員会にて作成の広報誌「議会だより」により議会で行っている活動報告(4)	【広報広聴委員会・議会だより】 ・広報広聴委員会の設置(4) ・『議会だより』の発行(1)	【広報広聴委員会】 ・広報広聴委員会の取り組み(1) ・議員によるHPへの関与(1)
	【市民との情報共有】 ・常任・特別・議会運営委員会の管外視察の報告書をホームページで公開する。(3) ・議会活動の市民への説明責任を果たすとともに、情報の共有化を図るため、議長による記者会見を行うこととした(4) ・インターネットによる本会議・委員会の映像配信(4)	【市民との情報共有】 ・議会 HP	

	【傍聴】 - 委員会等の自由傍聴化(4) - 開かれた議会運営(4)		【傍聴】 ・委員会の自由傍聴、インターネット配信(1) ・子ども達の傍聴の働きかけ(1)
		【議長記者会見】 ・議長記者会見	
	【市民との情報共有】 ・ホームページでの公開でどの程度周知されているのか		【市民との情報共有】 ・ 賛否の公開(1) は ##R (元 トスラ) - (二 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 +
課題・解決すべき点	・「開かれた議会運営」として実施しているが、「市民との情報共有」「市民参加の推進」「市民に開かれた議会運営」がどの程度、 市民まで落とし込まれているかわからない	【広報広聴委員会】	・情報発信することで市民の関心を高め、意見を出してもらうサイクル
		・新たな広報広聴のあり方の実現 ・多様な市民とのコミュニケーションの場の確保	

第23条 第2項 市議会は、市民の意見を聞くため議会活動への市民参加を推進し、市民に開かれた議会運営に努めます。 検討項目 ●市民モニター制度導入による市民参加と議会活動への意見反映 ●請願・陳情者の説明機会の保障 ●参考人制度の積極的活用 ●市民アンケートの実施

	A班	B班	C班
	【市民参加】 ・「わがまちの憲法を考える市民会議」公募を含めた市民と議会と協働して平成19年に制定した自治基本条例は市民参加型のプロセスこそ継承されるべき(1)	【市民参加・開かれた議会運営】 ・開かれた議会運営 youtube・ICTV による映像配信 ・議案・会議資料の事前公開、委員会傍聴	【市民参加】・市民アンケート(1)
生かすべき点	【請願陳情】 ・請願陳情者の説明機会の保障。(4)		【請願陳情】・請願(1)・参考人制度(1)
	【市民参加】 ・ 継承されている議会報告・意見交換会だが、市民を巻き込みきれていない。		なし
課題・解決すべき点	【請願陳情】 ・積極的な活用を推進するとされているがなかなか進んでいない。 活用しやすいよう手順等の確認が必要。	【請願・陳情】 ・請願陳情者の説明の機会の保障、参考人制度の運用活用促進 ・請願陳情者の趣旨説明、参考人制度 ・制度は確立していたが本格的は積極活用にまでは至っていない	

第23条 第3項

市議会は、市民への議会活動の報告、市民との意見交換の場の開催等を通じ、前2項に規定する事項の実現に努めます。

検討項目 ●議会報告会の継続実施に向けた根拠づけ ●議会報告会の名称検討

	A班	В班	C班
生かすべき点	【議会報告・意見交換会】 ・議会として、市民の声を政策に活かす"場"づくり(議会報告・意見交換会の継続)(1) ・議会報告会を7プロックで開催して市民や地区の意見・要望を聞き、内容を整理、検討して、市側への提言(1) ・ブロック別に行う議会報告・意見交換会(1) ・市民との対話の場を増やしていくことが、議会への住民参加を促し、市民の意思を政策等に反映させることにつながるため、市内20地区を対象に議会報告・意見交換会を年に1回開催(1) ・市民との対話の場の創出として「議会報告会・意見交換会」を実施中、また仮称タウンミーティングについても検討中であり、議会の政策サイクルに組み込まれている(1) ・議会報告会は、市民との重要な意見交換会の場として取り組んでいる。(4) ・平成20年度から開催している議会報告会(議会報告・意見交換会)、アンケート調査(1) ・議会報告・意見交換会においての質問や提言に対し、年内に回答、年度内に回答、委員会の調査研究活動の中で検討していくなど、区分を明確化し回答・公開をした。また令和3年度はコロナ禍において事業を中止としたため、委員会の調査研究活動の結	【議会報告・意見交換会】 ・議会報告・意見交換会、常任委員会等による市民・各種団体等との懇談会の実施(1) ・議会報告・意見交換会の実施(1) ⇒議会対応を市民に回答 ・議会報告・意見交換会の開催⇒市民との意見交換⇒政策提言へつなげる(1) ・議会報告・意見交換会と行政評価を生かす政策サイクルの取組(3) ・議会報告・意見交換会、各種団体等との懇談会(1)	【議会報告・意見交換会】 ・議会報告・意見交換会の継続開催(1)
	【タウンミーティング】 ・地域の各種団体との意見交換、取り組み内容を確認して、調査研修に努めている(4) ・市民との対話の場の創設(団体との懇談)(4) ・広聴機能の充実として「議会報告会・意見交換会」の実施と仮称タウンミーティングの開催へ向けた検討、準備の実施(4) ・「公聴に関する検討報告書」を受けての新規事業として、広聴機能を強化するための「タウンミーティング」を令和4年度開催予定。(4)	【タウンミーティング】 ・タウンミーティングの開催計画	

	【議会報告・意見交換会】	【議会報告・意見交換会】	【議会報告・意見交換会】
	・コロナ禍における開催手法、活動手法	・参加者の属性に偏りがあり、広く市民の声を聴けていない	・まちづくり委役員だけでなく、若者や女性のニーズ把握
	・コロナ禍においての開催手法(令和4年度は感染レベルに応じ	⇒ コロナ禍で(補完目的の)タウンミーティングの未実施	・組合加入世帯の減少により、まちづくり委を通じた意見把握
	ての開催方法を検討中、10月実施)	・市民からの意見や要望について担当部局との協議が必要	が難しくなってきている
		・行政評価サイクルにて改善された項目が市民にどの程度理解評	
 課題・解決すべき点		価されているのかが不明	
	【タウンミーティング】	【タウンミーティング】	
	・令和2年度全協にて確認した「公聴に関する検討報告書」を受け	・タウンミーティングの未実施	
	ての新たな事業展開		

第24条 第 1 項	市議会議長は、市議会を代表し、公正中立に職務を遂行するとともに、円滑かつ効率的な議会運営を図るよう努めます。
検討項目	●議会の意向を実現できる事務局体制

A班	B班	C班
生かすべき点なし	なし	・事務局体制
課題・解決すべき点 なし	なし	なし

第24条 第2項 市議会議長は、市議会に関する事務を統一的に処理するため、議会事務局の職員を適切に指揮監督し、職員の能力向上を図るよう努めます。 検討項目

	A班	B班	C班
生かすべき点	【事務局体制】 ・事務局体制の強化と法制担当者の配置について、議長が市側に申し入れる。(4)	【事務局体制】 ・事務局体制の強化(人員・スキル)	【事務局体制】 ・事務局体制
課題・解決すべき点	なし	【事務局体制】 ・適切な事務局体制	なし

第25条 第1項	市議会議員は、市民の意向把握や情報収集に努め、市民全体の利益を優先して政策提言を行います。
検討項目	●市民益につながる政策提言

	A班	В班	C班
生かすべき点	【議員活動】 ・個々の議員活動(1) ・理念だけで終わらず、実際に取り組んで生かす。(1)	なし	【専門性の追求】 ・議員個々の専門性追求
課題・解決すべき点	なし	【政策提言】 ・議員・会派による市民液につながる政策提言(3) ・議会からの政策立案がほとんどない	

第25条 第2項	市議会議員は、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に責務を遂行し、市民の負託にこたえます。
検討項目	●議員政治倫理条例の研究

	A班	B班	C班
生かすべき点	なし	【議員研修】 ・政治倫理議員研修	【議員研修】 ・政治倫理をテーマとした議員研修
課題・解決すべき点	なし	なし	なし

第25条 第3項	市議会議員は、市議会の役割及び責務を自覚し、その誠実な遂行のため自己研鑽に努めます。
検討項目	なし

	A班	B班	C班
生かすべき点	なし	なし	・議員個々の研鑽
課題・解決すべき点	なし	なし	なし

第26条 第1項	市議会は、政策の調査、立案のために必要な専門的事項に係る調査、審議を、学識経験を有する者等に求めることができます。
検討項目	なし

	A班	B班	C班
生かすべき点	なし	・専門的知見の活用	なし
課題・解決すべき点	なし	なし	なし

第26条 第2項	市議会は、前項の学識経験を有する者等の指定に当たっては、市民の多様な意見が反映されるようにします。
検討項目	

	A班	B班	C班
生かすべき点	なし	なし	なし
課題・解決すべき点	なし	なし	なし

第27条 第1項	市議会事務局職員は、市議会の持つ権能が十分発揮されるよう、全力をあげて市議会の活動を補佐します。
検討項目	●事務局体制の強化

A 班	B班	C班
生かすべき点なし	なし	なし
課題・解決すべき点 なし	なし	なし

第27条 第2項	市議会事務局職員は、職務の遂行に必要は知識と能力の向上に努めます。
検討項目	●法務・調査担当の専任化

	A班	B班	C班
生かすべき点	なし	なし	なし
課題・解決すべき点	なし	なし	なし

その他 検討項目 ●自治基本条例全体の検証方法の研究 ●議会改革推進会議設置の根拠づけ ●予算決算審査のやり方検討

	A 班	B班	C班	
		【議会BCP】 ・議会BCPの具現化(4)	【議会BCP】 ・議会BCP(4)	
	【議会改革推進会議】 ・議会改革推進会議を中心とした議会改革への不断の取 り組み(1)		【議会改革推進会議】 ・議会改革推進会議の設置	
生かすべき点	【議会運営委員会】 ・議会運営委員会では各定例会後に反省会を行い、委員会、会派より意見を出してもらい取り組んでいる(4) ・まちづくりに関わる市民同士で交流ができ、より良い人間関係が、より良い街づくりに寄与する点(4)	【議会運営委員会】 ・定例会ごとの議会運営委員会における反省 → 次に生かす		
	上記以外			
	【会派による調査研究】 ・会派による調査研究(3) ・会派に取り組みを決めて、他市への視察も行い、調査、研究により、一般質問の参考にしたり、議員の自己研鑽に努めている。常任委員会以外の委員会も他市の情報を研究して、視察研修を行い、それぞれの委員会の改革に努めている。(3)	【委員長会】 ・委員長会の開催頻度を高め、委員会審議のあり方についても反省 → 次に生かす 【デジタル化の推進】 ・デジタル化の推進と審議の充実と調和(4)	【一般質問を起点とした政策サイクルの構築】 ・議員個人の課題提起(一般質問等)を複数議員、委員会の活動に発展 ※ 一般質問を起点に学校トイレを改善した例。質問・質疑をサイクルに生かす取り組み	
課題・解決すべき点	【機関としての議会】 ・「機関としての議会」という視点においては、第26条「政策の調査、審議のための機関」とは別モノと考える「機関としての議会」とは具体的にどのようなモノか明確にしていく必要があるのではないか(第22条の内容で良いか)		【機関としての議会】 ・追認機関と言われないよう、政策立案により二元代表制としての役割を果たす ・行政監視を議員個人から委員会、あるいは議会全体として議論し共有する仕組み	

上記以外		
【まちづくり】	【議会運営委員会】	【議会改革推進会議】
・一部の市民への負担が多いように感じる。また、役割を	・会派からの反省事項が個人的意見なのか会派の合議な	・議長諮問による議会の在り方等の研究
担う市民が不足しがちな地域もあり、今後のまちづくり	のか不明な時がある	
のあり方に不安がある。	(会派としての意見集約が望まれるのでは)	
		【他議会との交流】
		・他議会との交流、情報交換
		【自治の文化】
		・「自治の文化」(江藤教授談)を市民にも受け止めてほ
		LV